

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年10月28日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：17件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	気体廃棄物処理系活性炭ホールドアップ装置除湿冷却器（A）用ドレンタンクの「レベル高」を示す警報が発生し、復帰しない事象が認められたため、原因調査後、対応検討	GⅢ	
2	1号機	廃棄物処理系の2号機廃液収集タンクとの連絡弁に動作不良が認められたため、原因調査後、対応検討	GⅢ	
3	1号機	気体廃棄物処理系活性炭ホールドアップ建屋床ドレンファンネルの確認において、同ファンネルへの排水作業時に、水が周囲へ飛散する可能性が予測されるため、当該床ドレンファンネルの改修を検討	対象外	
4	2号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（A）軸受給油圧力指示計用テスト弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
5	2号機	主タービン湿分分離器ドレンタンク（2）用水位調節弁（B）の点検（気密漏えい試験）において、同弁駆動部に微量のエアリークが認められたため、当該弁を修理	GⅢ	
6	2号機	主タービン電気油圧式制御装置制御盤のタービン主蒸気止め弁（No. 4）用開度指示計に指示値不良（ダウンスケール）が認められたため、当該開度指示計を交換	GⅢ	
7	2号機	循環水ポンプ（B）出口圧力指示計の検出配管（溶接部の腐食と推定）より海水のリークが認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
8	2号機	第2給水加熱器（C）用ドレンレベル調整弁の点検において、弁体及びシートリングのシート面に浸食が認められたため、弁体及びシートリングを交換	GⅢ	
9	2号機	第5給水加熱器（A）用ドレンレベル調整弁の点検において、駆動用空気配管継手部よりエアリークが認められたため、当該配管を交換	GⅢ	
10	2号機	原子炉圧力容器上蓋フランジ周辺温度検出器（A1）の点検において、出力信号ケーブルの断線又は検出器側接続コネクタの接触不良と推定される導通不可が認められたため、当該検出器を予備検出器（A2）と交換及び調査後、修理	GⅢ	
11	2号機	エリア放射線モニタ（1）の表示画面に表示不良（チラつき）が認められたため、当該放射線モニタを点検・修理	対象外	
12	2号機	定期事業者検査「原子炉格納容器隔離弁機能検査」の社内検査実施時、残留熱除去系ポンプ入口の原子炉格納容器外側隔離弁用開度指示計に指示値不良（ドリフト）が認められたため、当該開度指示計を点検・調整	GⅢ	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	3号機	プロセス放射線モニタ系のタービン建屋換気空調系トリチウム捕集装置にサンプリングガスの「圧力高」を示す警報が発生したため、原因調査後、対応検討	G III	
14	5号機	5・6号機共用水素・酸素供給設備の5号機分岐弁（屋外）のグランド部より酸素のリーク（かに泡程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
15	6号機	取水設備バー回転式スクリーン装置（B・C）入口付近の海水面に漂着物（木片2本；長さ約3m及び6m）が認められたため、当該漂着物を撤去	対象外	
16	その他	「原子力発電所運転状況（平成22年9月分）」の所内確認時、一部誤記が認められたため、誤記を訂正	対象外	
17	その他	警報付き個人線量計（ガンマ線・ベータ線用）1台に線量値の計数異常が認められたため、当該線量計使用者の線量を評価及び当該線量計を回収	G III	